

動物用医療機器修理業許可申請書

令和●年●月●日

大臣の個人名は記載不要

農林水産大臣 殿

郵送の場合は投函日を、持ち込みの場合は持ち込む日を記載

登記事項証明書どおりに記載
(一丁目二番一号→1-2-1等の表記揺れは可)

住所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
氏名 株式会社 農水薬事
代表取締役社長 農水 太郎

代表者直筆の署名・押印は不要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により動物用医療機器修理業の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1 事業所の名称及び所在地
株式会社農水薬事 霞が関事業所
東京都千代田区霞が関□-□-□

2 受けようとする許可に係る修理区分
動物用医薬品等取締規則第136条第2号

受けようとする修理区分を正確に記載

3 事業所の構造設備の概要
別紙のとおり

構造設備概要書を別途添付

4 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の名
農水 太郎
農水 花子

申請者が法人の場合、その分掌する業務の範囲に薬事に関する業務が含まれる役員氏名を記載（役職名は任意）

5 医療機器修理責任技術者の氏名及び住所
農林 一郎
埼玉県さいたま市中央区新都心△-□-〇

6 兼営事業の種類
医療機器修理業

申請する事業所で兼営する事業があれば記載
(ない場合は「なし」と記載)

7 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が法第5条第3号イからトまでに該当することの有無
該当しない

8 参考事項
担当者：農林 二郎

担当者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）、許可証等を返送する住所を記載

電話番号：03-x x x-x x x x

E-mail：xxxxx@xxxx.xx.jp

株式会社 農水薬事 霞が関事業所

東京都千代田区霞が関□-□-□

(日本産業規格 A 4)

備考

- 1 記の2には、第136条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 2 記の5には、申請者が医療機器修理責任技術者であって自ら業務を管理するときは、その旨を記載すること。
- 3 記の7には、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事案の概要を記載すること。
- 4 受けようとする許可に係る修理区分が特定保守管理医療機器に係るものであるときは、その旨を記の8に記載すること。
- 5 申請書は、正副2通を提出すること。

その他の注意事項

- 提出書類は正副2部必要です。
- 申請書だけでなく、添付書類も2部ご提出ください。
 - ※正本に添付する証明書類（登記事項証明書等）は原本を添付してください。
 - ※副本となる申請書及び添付書類は写しで差し支えありません。
- 手数料は納付に係る登録免許税で納付してください。（収入印紙は不可）
- 登録免許税の領収証書（原本）は、申請書の裏面又は余白に貼付してください。
 - ※申請書の記載箇所に貼り付けないようご注意ください。
- 他の申請等ですでに農林水産大臣あてに提出済みの書類を添付省略する場合は、参考事項欄に次の事項を記載してください。
 - ①省略する書類の名称
 - ②省略書類と同一内容の書類を提出している申請書（届出書）の種類及びその申請（届出）年月日
 - ③②の申請（届出）に係る許可（登録）の種類及びその許可（登録）番号（申請中のときは、受けようとする許可等の種類を記載）
- ホチキス留めはしないでください。
- 申請書控えが必要な場合は、控え用の申請書及び控え書類を返送するための返信用封筒も添付をお願いします。
 - ※返信用封筒には切手の添貼付が必要です。